830	削除
［831～880　略］	

2　放送業務用伝搬障害防止区域

［１～４　略］		
5	(1)　千葉県千葉市美浜区中瀬２丁目６番地　(163.67) (2)　千葉県船橋市三山２―21―９　(92.00)	北緯35度38分53秒東経140度02分18秒の地点と北緯35度41分50秒東経140度02分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

［３・４　略］

830	(1)　神奈川県相模原市中央６―4977―１　(175.90) (2)　神奈川県愛甲郡愛川町角田字箕輪中原235―１　(167.10)	北緯35度34分07秒東経139度22分07秒の地点と北緯35度32分01秒東経139度19分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［831～880　同左］		

2　［同左］

［１～４　同左］		
5	(1)　千葉県千葉市美浜区中瀬２丁目６番地　(163.67) (2)　千葉県船橋市三山２―21―９　(92.00)	北緯35度38分53秒東経140度02分18秒の地点と北緯35度41分50秒東経140度02分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　東京都港区浜松町１―31　(88.10) (2)　東京都豊島区東池袋３　(267.20)	北緯35度39分25秒東経139度45分26秒の地点と北緯35度43分46秒東経139度43分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　東京都豊島区東池袋３　(267.20) (2)　埼玉県川口市３丁目９番16号　(38.10)	北緯35度43分47秒東経139度43分05秒の地点と北緯35度49分16秒東経139度45分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

［３・４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

八　平成二十年総務省告示第二百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～61　略］		
62	削除	

改正前		
1　［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～61　同左］		
62	(1)　新潟県佐渡市新穂大野1326番地１　(67.80) (2)　新潟県佐渡市吉岡字陣場2408番地１　(53.40)	北緯38度00分30秒東経138度24分55秒の地点と北緯37度59分23秒東経138度22分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯37度59分02秒東経138度22